

安全安心住宅ストック支援事業

5/7(木)～受付開始

- 受付
建築指導課（市役所東別館4階）
8:45～12:00 / 13:00～16:30
(土日祝、年末年始を除く)
- 工事等完了期限
令和9年2月5日(金)
- 実績報告期限
令和9年2月19日(金)



耐震型



②と④では、「代理受領制度」を利用することで、支払い時に用意する工事費が軽減されます。

詳細は建築指導課へお問い合わせください。

内容	対象	補助率(限度額)
①耐震診断の費用の一部を補助	昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅	2/3 (10万円)
②耐震改修工事の費用の一部を補助	耐震診断の結果、耐震性が不足していた戸建住宅	1/2 (115万円) 限度額UP
新 ③耐震シェルター・防災ベッド設置の費用の一部を補助(※1)	耐震診断の結果、耐震性が不足していた戸建住宅	1/2 (25万円)
④耐震改修工事(※2)とあわせて行うリフォームの費用の一部を補助(※3)	耐震改修工事を行う戸建住宅(貸家は除く)	20%～40% (20万円～40万円)

※1 地方公共団体における評価委員会等の第三者機関から一定の評価を受けたもの等に限る
 ※2 耐震シェルター等設置を除く
 ※3 空家活用・移住型に該当する場合は **空家活用・移住型** の補助率が適用されます。詳しくは裏面をご覧ください。

空家活用・移住型



内容	対象	補助率(限度額)
空家活用型、移住型に該当する場合はリフォームの費用の一部を補助します。	耐震型	20%～60% (20万円～60万円)
	その他(※4)	20%～40% (20万円～40万円)

※4 昭和56年6月以降に着工など耐震性のある住宅(貸家は除く)

空家活用型

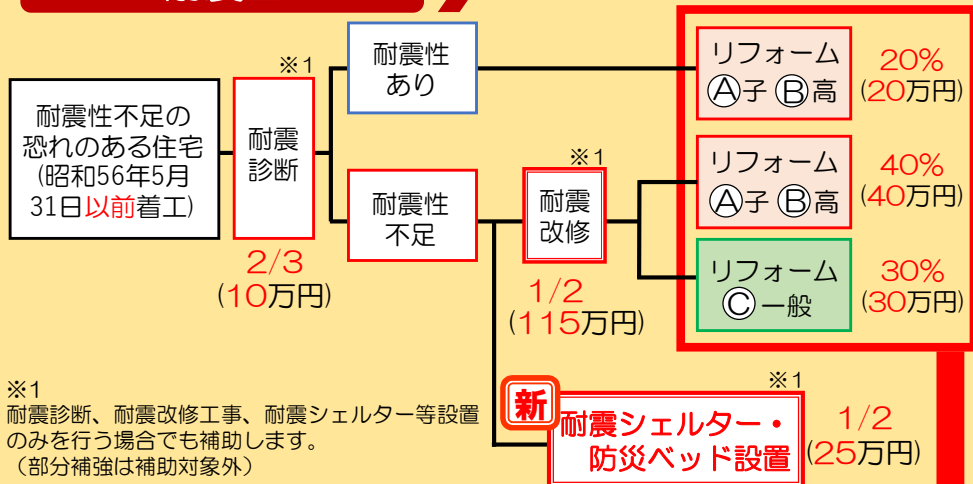
対象 令和8年4月1日現在で、築10年以上経過し、かつ空家期間が1年以上の戸建住宅のリフォーム

移住型

対象 令和7年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、
 ・令和8年4月1日以降に購入した住宅のリフォーム
 ・相続、贈与により所有している住宅のリフォーム

補助率（限度額）

耐震型



※1 耐震診断、耐震改修工事、耐震シェルター等設置のみを行う場合でも補助します。（部分補強は補助対象外）

① 子育て世帯



高校生以下の子供が同居する世帯

② 高齢者等世帯



※2 高齢者 ※3 又は障害者が居住する世帯

※2 令和8年4月1日現在65歳以上
 ※3 身体障害者手帳1～4級
 精神障害者保健福祉手帳1,2級
 療育手帳A1,A2,B1 いずれかの交付を受けている方

空家活用・移住型

空家活用・移住型に該当する場合は10～20%補助率が加算されます。

耐震型	空家活用型、移住型を利用して行うリフォーム	世帯要件	空家活用型、移住型	
			どちらかに該当	どちらにも該当
耐震型	耐震型補助を利用した耐震診断の結果が「耐震性あり」の住宅に行うリフォーム	①子育て ②高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		③一般	20% (20万円)	30% (30万円)
		①子育て ②高齢者等	50% (50万円)	60% (60万円)
その他	耐震型以外の住宅に行うリフォーム（昭和56年6月以降着工など）	①子育て ②高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		③一般	20% (20万円)	30% (30万円)

③ 一般世帯



（①、②を除く世帯）

主な対象工事

- 断熱改修工事
- 外壁、屋根塗装工事
- その他屋内のリフォーム工事など



ゼロカーボンシティかごしま

地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年までに鹿児島市の二酸化炭素排出量を実質ゼロに挑戦します！



たとえば・・・（耐震型）の補助

【子育て・高齢者等世帯で空家活用型、移住型どちらにも該当する場合】 **R8から限度額UP**
 最大 **185万円**の補助（耐震診断 **10万円**＋耐震改修工事 **115万円**＋リフォーム **60万円**）

要件

補助の要件

- リフォームを行う住宅及び耐震シェルター等の設置を行う住宅は、申請者が所有し、居住していること（居住していない場合は、実績報告時まで申請者が居住すること）
- リフォームは対象工事が20万円以上であること
- 市税を滞納していないこと
- 補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから契約を結び、診断や工事を行うこと
- 工事完了期限までに診断や工事等を完了し、実績報告期限までに実績報告を行うこと
- 他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと（リフォームについては、国の住宅省エネ2026キャンペーンと併用可能）
- 過去に安全安心住宅ストック支援事業のリフォームを利用していないこと



施工業者の要件

- 市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと（耐震型はこの限りではありません）

問合せ先 鹿児島市建築指導課（市役所東別館4階）

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389
 平日8:45～12:00 / 13:00～16:30（土日祝、年末年始を除く）
 メール：kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp
 ホームページ：「安全安心住宅ストック」 **検索** またはQRコード
 ■事業の詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。
 （市ホームページや建築指導課、各支所総務市民課などで入手できます。）



業者の対応に不安や疑問を持ったらずくに契約せずに下記へ相談を!!

- 鹿児島市消費生活センター TEL：099-808-7500
- 鹿児島県消費生活センター TEL：099-224-0999
- （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル） TEL：03-3556-5147